

とっとり SDGs 伝道師制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県における SDGs の普及啓発や実践促進のため、県内で SDGs の理念の普及や事例紹介等を行うなど、SDGs の普及啓発の核となるとっとり SDGs 伝道師（以下「SDGs 伝道師」という。）の任命や派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 県は、前条に規定するとっとり SDGs 伝道師制度の目的に照らして適当と認められる人材を SDGs 伝道師に任命する。

(SDGs 伝道師の活動)

第3条 SDGs 伝道師は次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 自主的な SDGs の普及

SDGs 推進のため、個人、企業、団体等に対して自主的に SDGs の普及啓発を行う。

(2) 招へいに基づく SDGs の普及

県内企業、団体等（以下「企業等」という。）が SDGs の実践のために県内で実施する研修会等において講演等を行う。

(SDGs 伝道師の責務)

第4条 SDGs 伝道師は、前条の活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならず、SDGs 伝道師を退いた後も同様とする。

(SDGs 伝道師の活動支援)

第5条 県は、SDGs 伝道師に対して SDGs に関する情報提供や講習を実施するなど、第3条の活動を支援する。

(任期)

第6条 SDGs 伝道師の任期は1年間とする。ただし、年度の中途から任命する場合は、その年度の末日までとする。

2 前項の任期が満了するまでに SDGs 伝道師から任命を辞退する旨の申し出がない場合、任期を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(派遣手続)

第7条 SDGs伝道師の派遣を希望する企業等は、とっとりSDGs伝道師派遣申込書（様式第1号）により、原則として派遣希望日の1カ月前までに県に申し込まなければならない。

2 県は、前項の申し込みがあったときは、当該申し込みを受けた日から14日以内に当該申し込みをした企業等にSDGs伝道師の派遣の可否を通知するものとする。

(実施報告)

第8条 SDGs伝道師の派遣を受けて研修会等を実施した企業等は、SDGs研修会等実施報告書(様式第2号)により、当該研修会等を実施した日から14日以内に県に報告するものとする。

(費用の支払い)

第9条 県は、予算の範囲内において、SDGs伝道師に対し、第3条第2号の活動に要する旅費を支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

(様式第1号)

とっとり SDGs 伝道師派遣申込書

年 月 日

鳥取県令和新时代創造本部政策戦略監新时代・SDGs 推進課長 様

〒

所在地

企業・団体等名

代表者名

担当者名

(電話)

(FAX又は電子メール)

とっとり SDGs 伝道師の派遣を受けたいので、次のとおり申し込みします。

派遣希望日時	第1希望	年 月 日 ()	:	~	:
	第2希望	年 月 日 ()	:	~	:
	第3希望	年 月 日 ()	:	~	:
研修会等の名称					
派遣希望場所 (所在地、名称等)					
研修会等の参加者 及び予定人数					
依頼する講演等についての概要 (具体的に記入してください)					
【テーマ】					
【内容】					
(特に希望がある場合に記載) 派遣を希望するとっとり SDGs 伝道師氏名 第1希望: 第2希望:	(その他、希望事項がある場合は記入してください)				

(様式第2号)

SDGs 研修会等実施報告書

年 月 日

鳥取県令和新时代創造本部政策戦略監新时代・SDGs 推進課長 様

〒

所在地

企業・団体等名

代表者名

担当者名

(電話)

(FAX又は電子メール)

とっとり SDGs 伝道師の派遣を受けて SDGs 研修会等を実施したので、次のとおり報告します。

実施日時	年 月 日 () : ~ :
研修会等の名称	
実施場所 (所在地、名称等)	
研修会等の参加者 及び人数	
研修会等内容	
	【派遣を受けたとっとり SDGs 伝道師氏名】
	【テーマ】
	【内容】
	【研修会等の感想や効果など】
	【その他要望など】